

令和8年度 自主防災活動等助成事業実施要綱(追加募集)

1 目的

東日本大震災や平成30年北海道胆振東部地震などの大きな災害を教訓として、「地域の安全は、地域で守る」という共助の重要性が再認識されており、災害に強い地域づくりのためには、地区連合町内会や単位町内会(以下「町内会等」という。)による「自主防災組織」の活動が重要となります。

このことから、自主防災活動の促進を目的として、自主防災組織の立ち上げ及び活動維持に係る費用、自主防災組織等が実施する研修会や防災訓練等に要する費用を助成します。

2 対象者

- ・防災活動の実態がある地区連合町内会、単位町内会

3 対象経費

自主防災組織の立ち上げ及び活動維持に係る費用、自主防災組織等が実施する研修会や防災訓練等に必要な費用(以下は一例)

- 研修会の実施に要する講師謝礼金、会場使用料、事務消耗品費など
- 防災訓練等の実施に要する資材の購入費や賃借料、事務消耗品費など
- 自主防災組織が備蓄する資機材や食料(1年以上の長期保存が可能なものに限り)の購入費
※個人への配布を目的とした防災グッズの購入費は対象外
- 炊き出し訓練(防災訓練として実施するものに限り)の実施に要する食材の購入費、事務消耗品費など
※レクリエーションに係る経費は対象外

4 助成金額

1団体当たり15,000円以内

5 助成件数

18件程度 ※予算の範囲内

6 申請

助成を希望する町内会等は、「令和8年度自主防災活動等助成事業申請書」に必要事項を記入の上、関係書類(※)を添えて、事務局へ提出して下さい。

※関係書類とは

- (1) 自主防災組織の結成、又は防災活動の実態を確認できる書類
- (2) 事業の概要が確認できる書類

7 申請書の提出期限

令和8年10月30日(金)(郵送の場合は当日消印有効)

8 助成の決定と入金

- (1) 助成決定の可否は、11月以降に申請者宛ての文書でお知らせします。希望が多数の場合は、事務局において、申請内容や過去の交付状況などにより判断し、助成先を決定します。
- (2) 助成金は、実施結果報告書の提出後に入金します。

9 報告書の提出

自主防災活動の終了後、「令和8年度自主防災活動等助成事業実施結果報告書」に関係書類(※)を添えて、事務局へ提出して下さい。

※関係書類とは

- (1) 経費が確認できる領収書またはレシートの写し
- (2) 活動状況や購入物品の写真(物品購入の場合、購入した個数が分かるもの)

10 申請・報告先(事務局)

〒 080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市総務部危機対策室危機対策課(庁舎5階)

電話 65-4103(直通) / FAX 23-0151